

名 称 第45回 奈良県行政不服審査会

日 時 令和3年9月14日(火) 9時58分から10時57分まで

会 場 奈良県文化会館 第1会議室

出席者 第1部会委員：佐伯会長、戸城委員、小川委員
事務局：総務部行政・人材マネジメント課

次 第 1. 開会

2. 議事

令和3年度処分諮問第1号事案

児童扶養手当法に基づく児童扶養手当支給停止処分に対する審査請求

(1) 事案の概要説明(事務局)

(2) 審議

3. 閉会

議 事 令和3年度処分諮問第1号事案

当該事案に係る審議を行った。

公開・非公開の別 非公開

非公開の理由：審議会等の会議の公開に関する指針3のイ（奈良県情報公開条例第7条各号のいずれかに該当する情報（不開示情報）について審議を行う場合）に該当

[奈良県情報公開条例第7条第2号 抜粋]

個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。